三　当該株式が店頭売買有価証券登録原簿に類するものであつて外国に備えられるものに登録がされていないこと。

四　当該株式に係る株式会社が会社法第百十七条第七項（株式の価格の決定等）に規定する株券発行会社以外の株式会社であること。

五　第九項に規定する要件を満たすものであること。

8　前項第一号、第三号及び第五号の規定は、法第百三十七条の二第十一項第二号に規定する合名会社、合資会社又は合同会社の社員の持分で財務省令で定める要件について準用する。

9　法第百三十七条の二第十一項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号（担保の種類）に規定する財務省令で定める要件は、当該有価証券及び社員の持分について、質権の設定がされていないこと、差押えがされていないことその他の当該有価証券及び社員の持分について担保の設定又は処分の制限（民事執行法（昭和五十四年法律第四号）その他の法令の規定による処分の制限をいう。）がされていないこと及び譲渡についての制限が解除されていることとする。

第五十二条の三第四項を同条第六項とし、同条第三項中「第二百六十六条の三第八項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）」を「第二百六十六条の三第十一項」に、「第二百六十六条の三第八項の」を「第二百六十六条の三第十一項の」に改め、同項を同条第五項とし、同条第二項を同条第四項とし、同条第一項第四号中「前条第一項第三号」を「前条第三項第三号」に改め、同項を同条第三項とし、同条に第一項及び第二項として次の二項を加える。

前条第一項の規定は、令第二百六十六条の三第一項（贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例の適用がある場合の納税猶予）（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

2　前条第二項の規定は、令第二百六十六条の三第二項（同条第五項において準用する場合を含む。）に規定する財務省令で定める書類について準用する。

第五十二条の三に次の一項を加える。

7　法第百三十七条の三第十三項第二号の規定により読み替えて適用する国税通則法第五十条第二号（担保の種類）に規定する財務省令で定める要件は、前条第九項に規定する要件とする。

第五十五条第三号及び第四号を削り、同条第五号を同条第三号とする。

第六十六条中「取りやめ」を「取りやめ等」に改め、同条第二号及び第三号を削り、同条第四号を同条第二号とする。

第七十三条第二項中「第百九十四条第二項」を「第百九十四条第三項」に改め、同条第三項中「第百九十四条第五項」を「第百九十四条第六項」に改め、同条第四項中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改める。

第七十三条の二第三項に次の一号を加える。

三　第四十七条の二第六項第三号に規定する電子決済手段等取引業者の書類又はその写しで、当該電子決済手段等取引業者が当該居住者の依頼に基づいて行う同号に規定する電子決済手段の移転によつて当該居住者から当該国外居住親族に支払をしたことを明らかにするもの（同号に規定するみなし電子決済手段等取引業者の書類又はその写しにあつては、当該みなし電子決済手段等取引業者が発行する同号に規定する電子決済手段に係るものに限る。）

第七十三条の二第四項中「書類で」を「財務省令で定める書類で」に、「書類とする」を「ものとする」に改める。

第七十四条第二項中「第百九十五条第二項」を「第百九十五条第三項」に改め、同条第三項中「第百九十五条第五項」を「第百九十五条第六項」に改める。

第七十五条第一項第一号中「（以下この項において「申告者」という。）」を削り、同項第二号ロ、第四号ロ、第六号ロ及び第七号ロ中「及び申告者との続柄」を削る。

第七十八条第二号中「最近における六月間の月別の」を削り、「及び当該給与等の金額並びに臨時に雇用している者がある場合には、その者に係るこれらの内訳」を「（臨時に雇用している者がある場合には、給与等の支払を受ける者の数及び臨時に雇用している者の数）」に改め、同条第四号を削り、同条第五号を同条第四号とする。

第八十一条の二十第二項中「第二百二十四条の三第一項第二号」の下に「又は第四号」を加える。

第八十一条の三十三第二項中「第二百二十四条の四第二号」の下に「又は第三号」を、「の譲渡の対価」の下に「（令第三百四十八条第一項に規定する対価をいう。次項及び次条第二項において同じ。）」を加える。

第九十条の四第一項中「の譲渡の対価」の下に「（法第二百二十四条の四に規定する対価をいう。以下この条において同じ。）」を加え、「信託受益権の譲渡の対価の支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に改める。

第九十条の五中「先物取引に関する支払調書」を「支払調書及び支払通知書」に改め、同条第二号ロ中「第百条第一項第五号（に」の下に「有価証券の売買その他の取引又はデリバティブ取引等に係る」を加え、同条第三号中「暗号資産若しくは」を「暗号等資産若しくは」に改める。

第九十二条の二第一項中「支払通知書」を「支払調書及び支払通知書」に改め、同項第一号イ中「第九十五条の二第二号（に」を「第九十五条の二第二号に」に改める。

第九十三条第一項中「給与等の源泉徴収票」を「源泉徴収票」に改め、同項第二号中「第百九十四条第七項」を「第百九十四条第八項」に改め、「及び次項第三号」を削り、同項第六号中「第百九十五条第五項」を「第百九十五条第六項」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合に該当する」を「同一人（その年の中途において退職した者に限る。）に対するその年中の給与等の支払金額が三十万円以下である」に改め、「各号の規定に該当する」を削り、同項各号を削る。

第九十四条第一項中「退職手当等の源泉徴収票」を「源泉徴収票」に改め、同条第二項中「前条第二項第二号に規定する役員」を「役員（相談役、顧問その他これらに類する者を含む。）」に改める。

第九十四条の二第一項中「公的年金等の源泉徴収票」を「源泉徴収票」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「税務署長の承認に係る手続」を「給与等の源泉徴収票」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項を同条第三項とする。